ハ　当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、国税関係帳簿の種類及び取引年月日その他の日付を特定することによりこれらに対応する電子計算機出力マイクロフィルムを探し出すことができる索引簿の備付けを行うこと。

ニ　当該電子計算機出力マイクロフィルムごとの記録事項の索引を当該索引に係る電子計算機出力マイクロフィルムに出力しておくこと。

ホ　当該国税関係帳簿の保存期間（国税に関する法律の規定により国税関係帳簿の保存をしなければならないこととされている期間をいう。）の初日から当該国税関係帳簿に係る国税の国税通則法第二条第七号（定義）に規定する法定申告期限（当該法定申告期限のない国税に係る国税関係帳簿については、当該国税の同条第八号に規定する法定納期限）後三年を経過する日までの間（当該保存義務者が当該国税関係帳簿に係る国税の納税者でない場合には、当該保存義務者が当該納税者であるとした場合における当該期間に相当する期間）、当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて第二条第二項第二号及び前号ハに掲げる要件（当該保存義務者が国税に関する法律の規定による当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、同号ハ(2)及び(3)に係る部分に限る。）に掲げる要件を除く。）に従って当該電子計算機出力マイクロフィルムに係る電磁的記録の保存をし、又は当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能（同号ハに規定する機能（当該保存義務者が国税に関する法律の規定による当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、同号ハ(1)に掲げる要件を満たす機能）に相当するものに限る。）を確保しておくこと。

6　法第八条第五項の規定の適用がある場合における国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）第十二条第一項（審査請求に係る書類の提出先）の規定の適用については、同項ただし書中「又は第四項」とあるのは「若しくは第四項」と、「）の重加算税」とあるのは「）又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第八条第五項（法第六十八条第三項の重加算税に係る部分に限る。）（他の国税に関する法律の規定の適用）の重加算税」とする。

7　法第八条第五項の規定の適用がある場合における相続税法施行規則（昭和二十五年大蔵省令第十七号）附則第七項（事業が適正に行われていると認められる場合）の規定の適用については、同項第三号中「重加算税）の」とあるのは「重加算税）若しくは電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第八条第五項（国税通則法第六十八条第三項の重加算税に係る部分に限る。）の」とする。

8　法第八条第四項又は第五項の規定の適用がある場合における過少申告加算税又は重加算税に係る国税通則法第三十二条第三項（賦課決定）に規定する賦課決定通知書には、当該過少申告加算税又は重加算税について法第八条第四項又は第五項の規定の適用がある旨を付記するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和四年一月一日から施行する。ただし、第四条第一項第一号ロ(1)の改正規定（「記名押印」を「その氏名」に改める部分に限る。）及び同号ロ(2)の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（以下「新令」という。）第二条第六項の規定の適用については、改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（以下「旧令」という。）第三条第五項第五号に規定する承認を受けている同号の国税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項は、新令第二条第六項第四号に規定する国税関係帳簿の記録事項とみなす。

2　新令第二条第九項の規定の適用については、旧令第三条第七項に規定する適用届出書は、新令第二条第九項に規定する適用届出書とみなす。

3　新令第五条第五項の規定の適用については、旧令第三条第一項第二号に規定する承認を受けている同号に規定する関連国税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項は、新令第五条第五項第一号ロに規定する関連国税関係帳簿の記録事項とみなす。

○財務省令第二十六号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号）第二条第二号、第十二号及び第二十一号の規定に基づき、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

第二条第二十二号中「及び第四条」を削る。

第四条第一項第四号を削り、同項第五号中「平成三十年改正法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）」に、「平成三十年旧措置法」を「同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を削り、同項第七号を同項第五号とし、同項第八号を同項第六号とし、同項に次の二号を加える。

七　令和二年改正法附則第八十六条第四項又は第百条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年旧措置法第四十七条第一項又は第六十八条の三十四第一項の規定

八　所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第四十四条、第四十七条若しくは第五十条第一項又は第六十条、第六十三条若しくは第六十六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第一項、第四十二条の十二の三第一項若しくは第四十三条第一項又は第六十八条の十第一項、第六十八条の十五の四第一項若しくは第六十八条の十六第一項の規定

第四条第二項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「第六十五条の七（第四項及び第十二項を除く。）」及び「第六十八条の七十八（第四項及び第十二項を除く。）」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第五十条第五項若しくは第八項又は第六十六条第五項若しくは第七項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十五条第一項若しくは第二項又は第六十八条の二十七第一項若しくは第二項の規定

第四条第二項第六号及び第七号を削る。